

南城市未熟児養育医療給付について

1. 概要

未熟児養育医療は、身体の発育が未熟なまま出生した乳児で、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費にて負担する制度です。

世帯の市町村民税所得割額に応じて一部自己負担金が生じます。

2. 対象

原則、南城市に住所を有し、次のいずれかに該当し、医師が入院養育を必要と認めた方

- (1) 出生時の体重が2,000g以下のもの
- (2) 生活能力が特に薄弱であって医師が入院養育を必要と認めたもの

3. 必要書類

	必要なもの	備考
1	養育医療給付申請書(様式第1号)	申請者が記入してください。
2	養育医療意見書(様式第2号)	指定養育医療機関の医師が記入。
3	収入関係書類 世帯調書及び税額証明書(様式第3号)	申請者が記入してください。
	所得課税証明書 (市町村民税額のわかるもの)	令和2年(令和3年7月申請以降は令和3年)1月1日時点で、南城市外に住所があった方のみご提出ください。 ※扶養義務者及び世帯の中で所得がある方全員分
4	扶養義務者負担金に係る委任状(様式第4号)	子ども医療費助成への請求並びに受領に関する権限を南城市長へ委任する方のみご提出ください。
5	健康保険証(写し)	お子様のもの。手続き中の場合は、加入予定の保険証を先にご提出ください。
6	南城市子ども医療費助成金受給資格者証(写し)	健康保険に加入し、子ども医療費助成の手続き後にご提出ください。
7	限度額適用認定証(写し)	お子様のもの。手続き中の場合は、後日ご提出ください。
8	親子健康手帳(母子健康手帳)(写し)	
9	マイナンバーのわかる書類(世帯全員)	マイナンバーカード、通知カード等

4. 申請期限

出生届後、すみやかに申請してください。退院すると原則申請できません。



お問い合わせ：南城市役所 市民課
TEL：098-917-5312
FAX：098-917-5449